

## 2020年人事委員会報告に関する地公労声明

県人事委員会は11月6日、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に遅れていた月例給の報告を行った。公民較差が▲246円(▲0.07%)とごくわずかにとどまったことから、人事院と同様に給料表の改定を行わないとした。

地公労は、県人事委員会に対し県職員の生活改善につながる勧告を求め、10月28日の人事院勧告以降、人事委員会と二度にわたり交渉を行ってきた。

本日示された公民較差が極めて小さく「改定なし」となったことは、春闘における民間労働組合のたたかひの結果である。また、今年4月から財政悪化を理由とした臨時的賃金削減を受けている職員の実支給額で比較するよう求めてきたことが、減額後の9,647円(2.65%)として示された。さらには、一時金3%4年間、月例給1.5~2.5%4年間の臨時的賃金削減を受けている給与実態、新型コロナウイルス感染防止対策や多発する大規模災害の中で懸命に職務に当たる職員に対し、これ以上の引き下げは行うべきではないとの地公労要請が考慮されたものと受け止める。

一方で、人事委員会勧告制度は、労働基本権が制約されている我々の賃金労働条件の適正な処遇を確保するためのものである。そのため、勧告制度によらない賃金削減は認められないことにも触れるよう要請してきたが、今回の報告でも触れられなかったことは遺憾だ。

県職員は、業務実態を無視した人員削減が推し進められたことや度重なる災害等により、長時間の時間外勤務が頻発している。今回の報告で人事委員会は、昨年に続き職権を有する職員の労働基準監督機関として、労働法令遵守の観点から調査・指導を行っていくことはもとより、各任命権者における時間外勤務の状況を把握した上で、長時間勤務の是正に向け、必要な取組に努めていくとした。われわれ自身、職場でしっかりと取り組む決意であるが、労働基準監督機関として、労働基本権制約のもとで職員の利益を保護するという人事委員会の使命に基づく関与を強く求める。

今後地公労は、今次勧告及び報告の内容を踏まえ、任命権者に対して組合員の生活と権利を守る立場で引き続き賃金確定交渉を行っていく。賃金要求の前進はもとより、長時間・過密労働にあえぐ組合員の労働条件改善を勝ち取るべく、全組合員の結集により取り組みを進める。

2020年11月6日

新潟県地方公務員労働組合共闘会議(略称「地公労」)